

令和8年度若年者ジョブトレーニング事業委託業務に係る質問への回答

令和8年3月5日

番号	件名	質問	回答
1	「就職者数」について	<p>①新規学卒者が「内定」をもらった場合、「就職者数」にカウントされるのか。</p> <p>②（①が「就職者数」にカウントされる場合）新規学卒者が就業体験先以外の企業で「内定」をもらった場合は、「就職者数」にカウントされるのか。                      &lt;例&gt;就業体験後、適職や方向性が定まり、自身で受けた企業に採用された等</p>	<p>①本業務の就業体験、就職支援を受けて、「内定」となった新規学卒者については、「就職者数」としてカウントしてください。</p> <p>②就業体験先以外の企業への「内定」については、新規学卒者が通常の就職活動を行い、「内定」と考えられるため、本業務の「就職者数」にはカウントしません。</p>